

子ども・子育て支援新制度に関する基準について

資料5

子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月からの本格施行を予定していますが、この新制度の施行により、市区町村では新たな事務が発生することになります。市区町村は、新制度の施行までに、この事務を処理するための基準を定める必要があります。

○東村山市が策定する基準

基準	内容	備考
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (地域型保育事業の認可基準)	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業などの地域型保育事業の実施について、市町村が認可するための基準	条例で定める ⇒平成26年6月議会に上程予定
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (確認制度の運営基準)	認定こども園、幼稚園、保育所などの特定教育・保育施設や、地域型保育事業を運営する事業者が、給付金を受ける対象として適切な運営を行っているかを確認するための基準	条例で定める ⇒平成26年6月議会に上程予定
支給認定に関する基準 ※旧：東村山市保育の実施に関する条例等に規定	教育・保育施設や地域型保育事業を利用する際、市町村が「保育の必要性の認定」を行うための判定基準（国が示すこととされています）に基づいて市町村が詳細の運用を行うための基準	条例で定める ⇒平成26年9月議会に上程予定
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	児童クラブの設備や運営に関する基準	条例で定める ⇒平成26年9月議会に上程予定